

平成30年3月20日

財政援助団体等監査結果報告
〔一般社団法人神戸港振興協会〕

神戸市監査委員	谷	口	時	寛
同	吉	田	基	毅
同	壬	生		潤
同	平	井	真	千子

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した平成29年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

一般社団法人神戸港振興協会（以下「協会」という。）における神戸市（以下「本市」という。）からの財政援助及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務で、主として平成28年度執行の事務

2 監査の期間

平成29年8月28日～平成30年3月20日

3 監査の方法

監査は、財政援助及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 団体の概要

(1) 設立の趣旨

協会は、神戸港の振興対策を強力に推進し、神戸港の発展に寄与することを目的として、昭和33年9月に社団法人として設立された。なお、平成16年4月に財団法人神戸港厚生サービス協会（昭和20年6月設立）を統合し、平成23年4月に一般社団法人へ移行した。

(2) 本市との関係

財政援助

ア 補助金

平成28年度は、神戸港振興事業補助金として2,360万円、神戸海洋博物館事業・屋外展示物維持管理費補助金として2,200万円を交付している。

イ 貸付金

神戸海洋博物館建設資金、神戸ポートタワー改修資金及びホテル改修資金（旧神戸タワーサイドホテル：売却済み）の貸付を行っており、平成28年度末の長期貸付金残高は9億4,621万円である。

公の施設の指定管理

ア 指定管理者

協会は、震災メモリアルパーク、神戸市立須磨ヨットハーバー（以下「須磨ヨットハーバー」という。）の指定管理者に指定されている。また、協会を代表者とする共同事業体が中突堤旅客ターミナル及びポートターミナルの指定管理者に指定されている。

イ 指定管理料等

指定管理業務に係る平成28年度の指定管理料等は第1表のとおりである。

第 1 表 指 定 管 理 料 等

(単位 金額：千円)

	震災メモリアルパーク	須磨ヨットハーバー	中突堤旅客ターミナル及びポートターミナル 1
指 定 期 間	平成25年度～平成28年度 (平成29年度～平成30年度)	平成26年度～平成29年度	平成26年度～平成29年度
指 定 管 理 料	2,389	-(利用料金制)	171,512
(うち修繕費 2)	(308)	(6,423)	(4,114)
利 用 料 金 収 入	-	130,567	-

1 指定管理者は神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体であり、代表者が協会、その他の構成団体が(株)神戸フェリーセンター、(株)ホテルマネージメントジャパンである。

2 修繕費は施設の補修・小修繕に係るものであり、年度終了後精算しており、須磨ヨットハーバーについては指定管理者負担額を記載している。

ウ 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家等で構成される

指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は本市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する平成28年度の総合評価(AAA, AA, A, B, C)及び主な所見は第2表のとおりである。

第2表 総合評価及び主な所見

	震災メモリアルパーク	須磨ヨットハーバー	中突堤旅客ターミナル及びポートターミナル
総合評価	A	A	AA
主な所見	平成29年が開港150年にあたり、平成28年8月から平成29年3月までメリケンパークのリニューアル工事が行われ、震災メモリアルパーク周辺も工事区域に囲まれていたため、工事関係者及び施設利用者との調整を行った点は評価できる。	公共ヨットハーバーとしての役割を果たすべく、体験乗船会、マリナー参観日、DAYクルージングの開催など、まだ須磨ヨットハーバーを利用していない一般市民を対象とした行事を行うことによりマリナー新規利用者への門戸を広げたことは、海洋スポーツ振興の観点から評価できる。	外航客船運行各社が集まる商談会に同行して受入体制について説明するとともに、著名な客船運行会社の受入港連絡協議会に参加して他港と情報共有する等の客船誘致活動を積極的に行い、客船が入港した際にはソフトサービス面で大きく貢献したことにより、28年度の外航客船入港実績が37隻から29年度の見込みが46隻と増加したことは高く評価できる。

総合評価は、公募施設において、運営実績（運営状況、利用状況、収支状況など）について、指定管理者からの提案内容の達成度や過去の運営実績との比較などを踏まえて行っており、AAは、運営内容が目標や計画・過去実績等をやや上回っているものであり、Aは、概ね良好な管理運営がなされているものである。

(3) 事業の概要

協会及び主な事業所の所在地は第3表のとおりである。

第3表 協会及び主な事業所の所在地

事業所	所在地
協会（事務所）	中央区波止場町2-2 神戸海洋博物館内
指定管理施設	
旅客ターミナル管理事務所	中央区新港町4-5
須磨ヨットハーバー管理事務所	須磨区若宮町1丁目1-4
その他	
メリケンパーク駐車場管理事務所	中央区波止場町47
中突堤中央ターミナル駐車場管理事務所	中央区波止場町15・51
摩耶料金所	灘区摩耶埠頭
摩耶大橋料金所	灘区摩耶埠頭
神戸ポートタワー管理事務所	中央区波止場町5-5

協会の事業の概要は以下のとおりであり、主な業務量の推移は第4表のとおりである。

神戸港振興事業

神戸港の活性化をはかるため、海外・国内のポートセールス等、積極的かつ効果的な神戸港への船舶と貨物の誘致を進めるとともに、周辺地域、関係団体などとの連携を図りながら、クルーズ客船等の市民見学会、KOBEMERIKENフェスタ、みなとこうべ海上花火大会等親しみやすい港づくりの事業を展開した。

タワー・博物館事業

ア 神戸ポートタワー（以下「ポートタワー」という。）

昭和38年に開設し、平成26年12月に国の登録有形文化財(建造物)に登録されるとともに、NPO法人が主催する恋人の聖地プロジェクトの恋人の聖地サテライトに認定された。また、都心ウォーターフロントエリアの夜間形成の取組として約7,000個のLEDによる23時30分までの夜間のライトアップを行うとともに、民間事業者と連携したイベントの充実、夜間を中心とした貸し切り利用の誘致等、みなと神戸のシンボルとしてさらなる魅力アップに取り組んだ。

イ 神戸海洋博物館(以下「海洋博物館」という。)

神戸開港120年記念事業として昭和62年4月にオープンし、海から港から神戸が始まり、未来に船出する、のコンセプトで展示した海洋博物館と川崎重工業の企業博物館であるカワサキワールドを併せ持った施設として運営した。

施設の管理・運営事業

神戸港を利用する人々をはじめ、広くユーザーへのサービスの充実をはかるとともに、親しみやすい港づくりを推進するため、本市より指定管理者の指定を受け、震災メモリアルパーク、須磨ヨットハーバー、中突堤旅客ターミナル及びポートターミナルの運営を行うとともに、メリケンパーク駐車場等の駐車場運営受託、港湾幹線道路等料金徴収業務受託等の受託事業及び中突堤中央ビルの運営事業等を行った。

第4表 業務量の比較

(単位 比率：%)

項目		平成28年度	平成27年度	対前年度 増減	対前年度 増減率
会	員				
	年度末会員数	540社	543社	3社	0.6
	年度末口数	910口	915口	5口	0.5
神戸港振興事業					
ポートセールス事業					
クルーズ客船の入港	入港数	113隻	92隻	21隻	22.8
神戸港オリエンテーションの開催	参加者数	331人	414人	83人	20.0
市民と港を結ぶイベント事業					
みなとこうべ海上花火大会の開催	来場者数	274,840人	268,400人	6,440人	2.4
KOBEメリケンフェスタの開催	来場者数	延べ80,000人	延べ108,000人	28,000人	25.9
タワー・博物館事業					
ポートタワー事業					
	有料入場者数	331,779人	334,677人	2,898人	0.9
	総入場者数	337,348人	339,585人	2,237人	0.7
神戸海洋博物館事業					
	有料入館者数	190,810人	189,174人	1,636人	0.9
	総入館者数	218,549人	220,916人	2,367人	1.1
施設の管理・運営事業					
公の施設の指定管理者事業					
須磨ヨットハーバー	利用船舶数	227隻	219隻	8隻	3.7
神戸ポートターミナル・ 中突堤旅客ターミナル	利用船舶数	138隻	114隻	24隻	21.1
本市からの受託事業					
メリケンパーク駐車場等運営業務	乗用車利用台数	128,340台	132,641台	4,301台	3.2
港湾幹線道路等料金徴収業務	通行台数	12,031,291台	11,735,533台	295,758台	2.5

(4) 経営状況及び財政状態

会計処理は、公益法人会計基準を適用しており、消費税処理は税込処理である。

経営状況

経営状況は、第5表のとおりである。

第5表 比較正味財産増減計算書

(単位 金額：千円，比率：%)

科 目	平成28年度		平成27年度		対前年度 増	対前年度 減	対前年度 増減率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率			
一 般 正 味 財 産 増 減 の 部							
【 経 常 増 減 の 部 】							
(1) 経 常 収 益 (a)	1,133,402	100.0	1,125,674	100.0	7,728	0.7	
特 定 資 産 運 用 益	8	0.0	33	0.0	24	74.8	
受 取 会 費	13,620	1.2	13,755	1.2	135	1.0	
神 戸 港 振 興 事 業 収 益	42,421	3.7	47,939	4.3	5,518	11.5	
博 物 館 事 業 収 益	111,344	9.8	108,204	9.6	3,139	2.9	
夕 ワ 一 事 業 収 益	204,458	18.0	210,463	18.7	6,004	2.9	
受 託 ・ 施 設 管 理 ・ 出 向 事 業 収 益	679,107	59.9	661,315	58.7	17,791	2.7	
受 取 補 助 金 等	81,838	7.2	82,588	7.3	750	0.9	
(うち神戸市補助金)	(45,600)	(4.0)	(48,600)	(4.3)	(3,000)	(6.2)	
寄 附 金 収 益	600	0.1	580	0.1	20	3.4	
雑 収 益	3	0.0	96	0.0	92	96.0	
引 当 金 取 崩 額	-	-	697	0.1	697	皆減	
(2) 経 常 費 用 (b)	1,091,542	100.0	1,036,104	100.0	55,438	5.4	
神 戸 港 振 興 事 業 事 業 費	85,916	7.9	79,141	7.6	6,775	8.6	
博 物 館 事 業 費	149,251	13.7	143,690	13.9	5,561	3.9	
夕 ワ 一 事 業 費	134,649	12.3	136,693	13.2	2,044	1.5	
受 託 ・ 施 設 管 理 ・ 出 向 事 業 費	600,602	55.0	569,490	55.0	31,111	5.5	
管 理 費	87,180	8.0	86,377	8.3	803	0.9	
引 当 金 繰 入 額	33,940	3.1	20,710	2.0	13,230	63.9	
当 期 経 常 増 減 額 (A = a - b)	41,860	-	89,569	-	47,709	53.3	
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額 (B = A)	41,860	-	89,569	-	47,709	53.3	
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高 (C)	336,695	-	426,265	-	89,569	21.0	
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高 (D = B + C)	294,835	-	336,695	-	41,860	12.4	
指 定 正 味 財 産 増 減 の 部							
一 般 正 味 財 産 へ の 振 替 額	31,928	-	31,928	-	0	0.0	
当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 額 (E)	31,928	-	31,928	-	0	0.0	
指 定 正 味 財 産 期 首 残 高 (F)	1,097,165	-	1,129,094	-	31,928	2.8	
指 定 正 味 財 産 期 末 残 高 (G = E + F)	1,065,236	-	1,097,165	-	31,928	2.9	
正 味 財 産 期 末 残 高 (H = D + G)	770,401	-	760,470	-	9,931	1.3	
神戸市補助金：本市から当該年度分として交付された補助金							

財政状態

財政状態は、第6表のとおりである。

第 6 表 比較貸借対照表

(単位 金額：千円)

科 目	平成 28 年 度 末		平成 27 年 度 末		対 前 年 度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	構 成 率	金 額	構 成 率		
資 産	2,318,600	100.0	2,280,671	100.0	37,929	1.7
流 動 資 産	767,439	33.1	686,797	30.1	80,642	11.7
1 現 金 預 金	646,696	27.9	548,327	24.0	98,368	17.9
2 売 掛 金	1,558	0.1	1,748	0.1	190	10.9
3 未 収 金	105,365	4.5	122,354	5.4	16,989	13.9
4 仮 払 金	12,637	0.5	13,051	0.6	414	3.2
5 そ の 他 仮 払 金	1,181	0.1	1,314	0.1	133	10.1
固 定 資 産	1,551,161	66.9	1,593,873	69.9	42,712	2.7
1 特 定 資 産	1,422,196	61.3	1,449,865	63.6	27,669	1.9
(1) 建 物	1,133,397	48.9	1,171,071	51.3	37,673	3.2
(2) 建 物 付 属 設 備	36,402	1.6	44,165	1.9	7,762	17.6
(3) 退 職 給 付 引 当 資 産	68,268	2.9	80,509	3.5	12,241	15.2
(4) 減 償 引 当 資 産	98,345	4.2	98,337	4.3	8	0.0
(5) 修 繕 引 当 資 産	85,782	3.7	51,841	2.3	33,940	65.5
(6) 減 価 償 却 引 当 資 産	-	-	3,940	0.2	3,940	皆減
2 そ の 他 固 定 資 産	128,964	5.6	144,008	6.3	15,043	10.4
(1) 建 物	39,406	1.7	42,457	1.9	3,051	7.2
(2) 構 築 物	2,906	0.1	3,836	0.2	930	24.2
(3) 建 物 付 属 設 備	74,346	3.2	90,954	4.0	16,607	18.3
(4) 車 両 器 具 運 搬 具	0	0.0	0	0.0	0	0.0
(5) 工 具 器 具 備 品	10,349	0.4	4,804	0.2	5,545	115.4
(6) 電 話 加 入 権	1,637	0.1	1,637	0.1	0	0.0
(7) 保 証 金	308	0.0	308	0.0	0	0.0
(8) 投 資 有 価 証 券	10	0.0	10	0.0	0	0.0
負 債 及 び 正 味 財 産	2,318,600	100.0	2,280,671	100.0	37,929	1.7
負 債	1,548,199	66.8	1,520,201	66.7	27,998	1.8
流 動 負 債	394,079	17.0	350,160	15.4	43,918	12.5
1 未 払 金	160,424	6.9	135,198	5.9	25,226	18.7
2 前 受 金	6,432	0.3	3,360	0.1	3,071	91.4
3 仮 受 金	-	-	4,362	0.2	4,362	皆減
4 預 り 金	227,221	9.8	207,239	9.1	19,982	9.6
固 定 負 債	1,154,120	49.8	1,170,040	51.3	15,920	1.4
1 長 期 借 入 金	946,215	40.8	983,835	43.1	37,620	3.8
(うち神戸市からの借入金)	(946,215)	40.8	(983,835)	43.1	(37,620)	3.8
2 退 職 給 付 引 当 金	68,268	2.9	80,509	3.5	12,241	15.2
3 修 繕 引 当 金	85,782	3.7	51,841	2.3	33,940	65.5
4 預 り 保 証 金	53,854	2.3	53,854	2.4	0	0.0
正 味 財 産	770,401	33.2	760,470	33.3	9,931	1.3
指 定 正 味 財 産	1,065,236	45.9	1,097,165	48.1	31,928	2.9
(うち特定資産への充当額)	(1,065,236)	(45.9)	(1,097,165)	(48.1)	(31,928)	(2.9)
1 補 助 金	1,054,059	45.5	1,085,988	47.6	31,928	2.9
2 寄 附 金	11,177	0.5	11,177	0.5	0	0.0
一 般 正 味 財 産	294,835	12.7	336,695	14.8	41,860	12.4
(うち特定資産への充当額)	(206,802)	(8.9)	(220,309)	(9.7)	(13,507)	(6.1)

5 監査の結果

本市からの補助金、貸付金及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、事業は補助金の交付目的を達成し、貸付金は約定どおり償還され、公の施設は条例・指定管理者協定書等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

なお、本市からの受託事業である中突堤駐車施設の管理運営において、協会の臨時職員による駐車料金の着服事案が生じた。今回の監査においても、招待券等や販売商品の管理について指摘があった。これらを踏まえ、協会は管理体制の不備を改め、再発防止対策を徹底されたい。

また、現在本市では、中突堤周辺地区等ウォーターフロントにおける魅力向上と賑わいの創出に向けて取り組んでおり、中突堤周辺地区の緑地等の管理運営への民間活力の導入、現在協会が所有するポートタワー、海洋博物館及び中突堤中央ビルのリニューアル、更には協会と一般財団法人神戸観光局との統合等を検討している。神戸観光局が進めている事業者や市民、近隣自治体などとの幅広い連携等による観光促進に、協会が持つ業界団体等とのネットワークを加えることにより、相乗効果を高め、インバウンドを含む観光集客力向上による賑わいづくりを進めていかれたい。

本市からの協会への貸付金については、協会の財務状況が厳しかったため年間返済額の減額と償還期限の延長を行う変更契約が締結され現在の償還期限は最長で平成 58 年度までとなっている。本市所管局は、協会に対して資産売却による財源確保等により繰上げ償還を求めるなど、貸付金を確実に回収されたい。

(1) 指摘事項

財産管理に関する事務

ア 招待券等の管理を適正に行うべきもの

協会では、ポートタワー、海洋博物館の招待券及び各種団体券を倉庫及び受付で保管している。管理簿により発行番号、在庫数を管理しているが、下記の事例があった。

協会の会計規程実施細則では、物品管理簿を設け、管理について所要の記録を行い、管理の状況及び残高を明確にしておかなければならないと定めている。また、招待券等は換金性が高く、不正リスクも高いため、正確に管理簿を記載するとともに、定期的に棚卸しを行う等適正に在庫管理を行うべきである。

(ア) 倉庫の管理簿残高と実際の在庫数が一致しない事例 (平成 29 年 11 月 21 日現在)

券種	管理簿残高	在庫数	不一致の原因
ポートタワー招待券	16,764 枚	37,152 枚	過去の管理簿残数記載誤り
ポートタワー団体券(大人)	10,000 枚	5,000 枚	払出分の記載漏れ
海洋博物館招待券	19,630 枚	28,633 枚	過去の管理簿残数記載誤り
海洋博物館団体券(小人)	30,000 枚	25,000 枚	過去の管理簿残数記載誤り

- (イ) 倉庫から払い出し、受付で受け入れているにもかかわらず、倉庫の管理簿の払出日と受付の管理簿の受入日が一致しない事例

券種	券番号	倉庫からの払出日	受付での受入日
ポートタワー団体券(大人)	100001～105000	平成28年12月12日	平成29年2月20日
海洋博物館団体券(大人)	170001～175000	平成29年10月25日	平成29年10月31日
共通券(小人)	115001～120000	平成29年10月25日	平成29年10月31日

イ 販売商品の管理を適正に行うべきもの

協会では、ポートタワー及び海洋博物館の受付で、ぬいぐるみ等の商品を販売している。協会の会計規程によると、収入金を収納したときは、領収証書を交付しなければならないとされており、伝票等以外のその他の収入又は支出関係書類の保存期間は3年と定められている。また、会計規程実施細則によると、物品管理簿を設け、管理について所要の記録を行い、管理の状況及び残高を明確にしておかなければならないとされているが、下記の事例があった。

(ア) 商品販売の際の領収証書の交付について

ポートタワー及び海洋博物館においては、商品販売の際に領収証書を交付していない場合がある。現在使用している入場料等の売上管理システムの活用や別途レジスターを導入するなど販売記録を残すことにより、販売商品及び売上金を適正に管理するべきである。

(イ) 管理簿による商品の管理等について

- ・ポートタワーにおいて、倉庫と受付に分けて管理している下記の商品について、倉庫から受付へ払い出した際に管理簿に記録していないため、正確な在庫数が確認できない事例

20タワーミニタオル、オリジナルクリアファイル、20タワーマスキングテープ

- ・ポートタワーにおいて、倉庫のみで管理を行っている下記の商品について、収入調定があるにもかかわらず管理簿の出庫記録がなく、在庫数の記載もない事例

錠前(LOVE LOVE KEY)

- ・ポートタワーにおいて、平成28年度に収入調定がある下記の商品について、収入の根拠書類である受付の管理簿が保存されていない事例

20タワーマスキングテープ、神戸ポートタワーカレンダー、ありがとちゃん水

- ・海洋博物館において、下記の商品について、管理簿から算出される売上金額と収入調定の金額が異なる事例

商品名	単価	売上数 (管理簿の記録)	売上金額 (単価×売上数)	収入調定金額
150周年ピンバッジ(四角)	150円	400個	60,000円	59,850円

(平成28年4月1日～平成29年3月31日分)

管理簿により出庫及び在庫数を管理し、定期的に棚卸しを行うなど適正に在庫管理を行うとともに、収入の根拠書類を適正に保管するべきである。また、管理の記録と収入調定金額が一致しない場合は、その理由を明らかにしておくべきである。

指定管理に関する事務

ア 中突堤旅客ターミナルの使用料の徴収事務を適正に行うべきもの

指定管理に係る協定書によると、使用料は本市に帰属し指定管理者が徴収を行い、納期限までに納付がない場合に指定管理者は仕様書に基づき処理しなければならないとされている。

しかし、納付期限までに使用料の納付がなかったにもかかわらず仕様書で定められている下記の事務を行っていなかった。指定管理者は仕様書に基づき適正な事務を行うべきである。また、本市所管局は適正な事務処理を行うよう指定管理者を指導するべきである。

(事例)

納期限までに未納付の事例	実施されていなかった仕様書の規定
使用者 A B	再度の納付書発行（納期限：当初納期限が属する四半期の最終月末） 上記請求時における使用者に対する下記の通知 ・上記納期限までに納付がなければ、請求者が本市に変更となること ・本市が滞納手続きに着手すること ・納期限後は指定管理者が発行する納付書では納付できないこと

イ 須磨ヨットハーバーにおける備品管理を適正に行うべきもの

協定書及び仕様書によると、指定管理者は備品管理簿を備え、備品の購入・廃棄等の際には四半期ごとの事業報告書においてその旨を本市へ報告し、また年度終了時にはその時点での備品管理簿を本市へ提出することとされているが、下記の事例があった。

(ア) 備品管理簿の記載について

記載された数量に誤りがあった。また備品管理簿は当該施設には備えておらず、協会の本部に保管されていた。備品管理簿を施設に備え定期的に棚卸を行うことなどにより正確な備品管理簿を作成するべきである。

備品名	数量	
	誤	正
会議用机（管理棟2階会議室）	20	25
パイプ椅子（管理棟2階会議室）	100	128
大型ゴミ箱（管理棟2階会議室）	2	5
長椅子(管理棟2階廊下)	4	8

(イ) 本市への報告及び提出について

平成28年度中に購入・廃棄された備品について、本市への四半期ごとの報告が行われていなかった。また年度末の備品管理簿が本市へ提出されていなかった。指定管理者は協定書等に基づき適正な事務を行うべきである。また、本市所管局は協定書等に基づき適正な事務処理を行うよう指定管理者を指導するべきである。

ウ 須磨ヨットハーバーの指定管理協定に係る履行保証を適正に行うべきもの

協定書によると指定管理者は協定の締結と同時に本市に対して事業費総額の100分の3に相当する3,311,640円の保証金を納付するか、または保証金相当額の履行保証保険契約を締結し、その証書を本市に提出することとされているが、いずれも行っていない。

指定管理者は協定書に基づき適正な事務を行うべきである。また、本市所管局は適正な事務を行うよう指導するべきである。

エ 須磨ヨットハーバーの施設の使用を適正に行うべきもの

仕様書によると、管理運営上の留意事項として指定管理者は管理棟の事務所スペース等を指定管理者の業務以外に使用することは禁止され、施設の一部を目的外に使用する場合は本市の許可を受けることとされている。

しかし、協会は事務所スペース等において、施設の利用者である法人から受託した下記の事務を行っていた。協会が施設の一部について目的外使用許可を受けたうえで受託業務を行うなど、協会は仕様書の規定に基づき適正に施設を使用するべきである。

(受託事務の内容)

- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・新入会員の勧誘及び受付に関すること・法人に送付される文書の受理及び保管・法人が必要とする物品の購入及び支払いに関すること | <ul style="list-style-type: none">・会費の受取及び督促・法人が発行する会報の編集補助及び会報の発送 | <ul style="list-style-type: none">・会員名簿の作成 |
|---|---|--|

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」 ----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」 ----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。